

豊川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者(以下「延長者等」という)を含む。以下同じ。)の適切な保護、要支援児童(法第6条の3条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、豊川市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)の対策推進に係る活動方針の決定に関すること。
- (2) 支援対象児童等に係る情報交換に関すること。
- (3) 支援対象児童等に係る関係機関の連携に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る意識啓発に関すること。
- (5) その他支援対象児童等に関すること。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置き、豊川市子ども健康部子育て支援課課長級職員を充てる。
- 3 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

(連絡調整会)

第4条 協議会に連絡調整会を設置し、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 連絡調整会は、個別事例について定例的に情報交換及び検討をするとともに、適宜機敏に対応し、その活動状況を協議会に報告する。

(個別ケース検討会)

第5条 協議会に個別ケース検討会を設置することができる。

- 2 個別ケース検討会は、事例が発生したときに関係機関担当者等により構成し、開催する。

(守秘義務)

第6条 協議会(連絡調整会及び個別ケース検討会を含む。)の構成員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども健康部子育て支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会構成員

愛知県東三河福祉相談センター児童育成課長
愛知県豊川保健所健康支援課長
愛知県豊川警察署生活安全課長
名古屋法務局豊橋支局総務課長
豊川市医師会の推薦する者
豊川市歯科医師会の推薦する者
豊川市私立幼稚園協会の代表
児童養護施設光輝寮の代表
母子生活支援施設若竹荘の代表
民生委員・児童委員の代表
主任児童委員の代表
豊川市教育委員会学校教育課課長級職員
豊川市教育委員会生涯学習課課長級職員
豊川市民病院患者サポートセンター課長級職員
豊川市市民部人権生活安全課課長級職員
豊川市福祉部地域福祉課課長級職員
豊川市福祉部障害福祉課課長級職員
豊川市子ども健康部保健センター課長級職員
豊川市子ども健康部保育課課長級職員
豊川市子ども健康部子育て支援課課長級職員

別表2（第4条関係）

連絡調整会構成員

愛知県東三河福祉相談センター児童育成課職員
愛知県豊川保健所健康支援課職員
愛知県豊川警察署生活安全課署員
豊川市教育委員会学校教育課職員
豊川市民病院患者サポートセンター職員
豊川市福祉部地域福祉課職員
豊川市福祉部障害福祉課職員
豊川市子ども健康部保健センター職員

豊川市子ども健康部保育課職員

豊川市子ども健康部子育て支援課職員